



**Bureau Veritas Japan Co., Ltd.**

Document Title: 書類閲覧等実施要領

(CTC-JP-OPR-PR01)

Rev. 1.4

Issue Date: 16 October, 2017

Revised Date: 20 May, 2026

## 書類閲覧等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部（以下「BVJ」という。）が、次の各号に掲げる機関として法令及び業務規程に基づき、書類の閲覧等（以下「書類閲覧等」という。）の場所及び書類閲覧等に関する規則を定めることを目的とする。

- 一 指定確認検査機関 建築基準法第77条の29の2及び確認検査業務規程第63条
- 二 指定構造算適合性判定機関 建築基準法第77条の35の15及び構造計算適合性判定業務規程第50条
- 三 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第18条第2項及び住宅性能評価業務規程第40条
- 四 登録試験機関 品確法第61条第3項において準用する第18条第2項及び試験業務規程第19条
- 五 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第46条第2項及び建築物エネルギー消費性能判定業務規程第24条
- 六 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 建築物省エネ法第53条第2項において準用する第46条第2項及び建築物エネルギー消費性能評価業務規程第23条
- 七 登録講習機関 建築士法第22条の3第2項において準用する第10条の30第2項及び建築士法に基づく講習事務規程第27条及び第28条
- 八 適合証明検査機関 適合証明業務に関する協定書第13条2項及び適合証明業務規程第30条

(閲覧請求者)

第2条 書類閲覧等を請求できる者は、第1条各号の機関ごとに次のものに限る。

- 一 指定確認検査機関 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者
- 二 指定構造算適合性判定機関 建築基準法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者
- 三 登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録建築物エネルギー消費性能評価機関、登録講習機関 利害関係人
- 四 適合証明検査機関 適合証明を受けようとする者その他の関係者

(閲覧資料)

第3条 書類閲覧等において、閲覧できる資料は第1条各号の機関ごとに次の各号に定めるものとする。

- 一 指定確認検査機関
  - イ 業務の実績を記載した書類

- ロ 確認検査員又は副確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- ハ 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類
- 二 その他指定確認検査機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの
  - (1) 定款及び登記事項証明書
  - (2) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
  - (3) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - (4) 発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主の氏名又は名称及びその有する株式の数を記載した書類
  - (5) 建築基準法第77条の19第十号に規定する親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類
- 二 指定構造計算適合性判定機関
  - イ 業務の実績を記載した書類
  - ロ 判定員の氏名及び略歴を記載した書類
  - ハ 判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類
  - 二 その他指定構造計算適合性判定機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの
    - (1) 定款及び登記事項証明書
    - (2) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
    - (3) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
    - (4) 発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主の氏名又は名称及びその有する株式の数を記載した書類
    - (5) 建築基準法第77条の35の3第十号に規定する親会社等が指定確認検査機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類
- 三 登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録建築物エネルギー消費性能評価機関、登録講習機関
  - イ 財産目録、貸借対照表
  - ロ 損益計算書又は収支計算書
  - ハ 事業報告書
- 四 適合証明検査機関
  - イ 担当する役員の氏名
  - ロ 業務の実績
  - ハ 実施者の人数
  - 二 損害保険の契約内容を記載した書類
  - ホ 料金を記載した書類
  - ヘ 事務処理等を規定した規程等

- 2 前項第一号イ及びニ(2)、前項第二号イ及びニ(2)、前項第三号の書類は、事業年度経過後3月以内に作成し、遅滞なく備え置くものとする。
- 3 第1項第一号ロ、ハ及びニ(1)、(3)から(5)、第1項第二号ロ、ハ及びニ(1)、(3)から(5)、第1項第四号の書類に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく当該資料の記載事項を変更しなければならない。
- 4 第2項に定める書類は、備え置いた日から、第1項第一号から第三号に係る書類については5年を経過するまでの間、閲覧場所に備え置くものとする。

(請求できる閲覧等の方法)

第4条 請求できる閲覧等の方法は第1条各号の機関ごとに次のものに限る。

- 一 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
  - イ 閲覧書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧
  - ロ 閲覧書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧
  - ニ ロの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるものの提供
    - (1) B V Jの使用に係る電子計算機と第2条の請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
- 二 登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録建築物エネルギー消費性能評価機関及び登録講習機関
  - イ 閲覧書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写
  - ロ イの書面の謄本又は抄本
  - ハ 閲覧書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写
  - ニ ハの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるものの提供又は当該事項を記載した書面の交付
    - (1) B V Jの使用に係る電子計算機と第2条の請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。なお、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。
- 三 適合証明検査機関
  - イ 書面の閲覧

(閲覧の時間及び場所)

第5条 書類閲覧等の時間は、第1条各号の機関ごとに次の各号に定める業務を行う時間

とするものとする。

- 一 指定確認検査機関 確認検査業務規程第14条
- 二 指定構造算適合性判定機関 構造計算適合性判定業務規程第5条
- 三 登録住宅性能評価機関 住宅性能評価業務規程第3条
- 四 登録試験機関 試験業務規程第3条
- 五 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物エネルギー消費性能判定業務規程第3条
- 六 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 建築物エネルギー消費性能評価業務規程第3条
- 七 登録講習機関 建築士法に基づく講習事務規程第3条
- 八 適合証明検査機関 適合証明業務規程第4条

2 書類閲覧等の場所は、第1条各号の機関の種別ごとに次の各号に定める業務を行う場所とするものとする。

- 一 指定確認検査機関 確認検査業務規程第15条
- 二 指定構造算適合性判定機関 構造計算適合性判定業務規程第6条
- 三 登録住宅性能評価機関 住宅性能評価業務規程第4条
- 四 登録試験機関 試験業務規程第4条
- 五 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物エネルギー消費性能判定業務規程第4条
- 六 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 建築物エネルギー消費性能評価業務規程第4条
- 七 登録講習機関 建築士法に基づく講習事務規程第4条
- 八 適合証明検査機関 適合証明業務規程第5条第2項

(閲覧等の請求の方法)

第6条 書類閲覧等を求める者は、第1条各号の機関の種別ごとに次の各号に定める請求書を提出するものとする。

- 一 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関 「閲覧等請求書」(別記1)
- 二 登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録建築物エネルギー消費性能評価機関及び登録講習機関 「閲覧・謄写・抄本・謄本等請求書」(別記2)
- 三 適合証明検査機関 「閲覧請求書」(別記3)

2 BVJは、書類閲覧等を求める者が次の各号に該当する場合、書類の閲覧を拒否することができる。

- 一 第2条に定める者以外の者
- 二 この要領の規定に違反し、又はBVJの指示に従わない者
- 三 閲覧書類等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(閲覧等の実施方法)

- 第7条 財務諸表等の閲覧又は謄写の申請があった場合、BVJは申請者が第6条第2項に該当する場合を除き、書面又は電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを閲覧又は謄写する方法により、当該申請に対応するものとする。ただし、第4条で請求できる閲覧等の方法の範囲に限る。
- 2 第4条で請求できる閲覧等の方法の範囲内で、前項に掲げるもの以外の申請があった場合、BVJは申請者が第5条第2項に該当する場合を除き、2週間程度にて当該申請に対応するものとする。

(閲覧の手数料)

第8条 書類閲覧等の請求については、第1条各号の機関の種別ごとに次の各号に定める手数料を徴するものとする。

- 一 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
- イ 閲覧 無料
  - ロ 電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供 一式5千円(税別)
- 二 登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録建築物エネルギー消費性能評価機関及び登録講習機関
- イ 閲覧又は謄写 無料
  - ロ 謄本又は抄本 一式5千円(税別)
  - ハ 電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供または当該事項を記載した書面の交付 一式5千円(税別)
- 三 適合証明検査機関
- イ 閲覧 無料

附則

次の書類閲覧実施要領は、本実施要領の発行に合わせて廃止する。

確認検査業務書類閲覧実施要領(CTC-JP-BCA-PR03)

構造計算適合性判定業務書類閲覧実施要領(CTC-JP-SAC-PR04)

ビューローベリタスジャパン株式会社 住宅性能評価書類閲覧等実施要領

以上

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
第6条第1項第一号	閲覧等請求書	CTC-JP-OPR-FM01
第6条第1項第二号	閲覧・謄写・抄本・謄本等請求書	CTC-JP-OPR-FM02
第6条第1項第三号	閲覧請求書	CTC-JP-OPR-FM03

最新版

版番号	Rev. 1.4
発効日	令和8年5月20日

改訂履歴

改訂版 Rev. 1.4	令和8年5月20日改訂
変更概要	構造計算適合性判定業務規程の改定による条ずれ修正、 建築基準法第77条の29の2の改定に合わせ副確認検査員の追加
改訂版 Rev. 1.3	令和7年4月1日改訂
改訂版 Rev. 1.2	令和6年5月22日改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成29年12月15日改訂
初版 Rev. 1.0	平成29年10月16日制定

閲覧等 請求書

年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 御中

申請者 住所  
電話  
氏名

ビューローベリタスジャパン株式会社の機関としての業務規程に基づく備え置くべき資料について、  
閲覧等を申請します。

記

1. 機関及び閲覧請求者の属性 (下記に該当する方しか閲覧を請求することはできません)

- 指定確認検査機関 : 確認を受けようとする者その他の関係者
- 指定構造計算適合性判定機関 : 構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者

2. 閲覧資料

- 業務の実績を記載した書類
- 確認検査員又は副確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- 判定員の氏名及び略歴を記載した書類
- 損害賠償責任保険書類
- 定款及び登記事項証明書
- 財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (事業年度: )
- 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 株主の氏名又は名称及びその有する株式の数を記載した書類
- 親会社等の名称及び住所を記載した書類

3. 閲覧等の方法

- 書面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧
- 電子データの送信  
(送信先の電子メールアドレス )

4. 申請理由

注意事項

1. 閲覧等しようとする資料に応じて、該当する□にチェックマークを入れてください
2. 申請理由は、必ず記載をお願いします。
3. 閲覧資料等を閲覧場所以外への持ち出すことはできません。
4. 閲覧資料等を破損・汚損しないようにお取扱ください。
5. 閲覧後は必ず受付にお戻しください。
6. 電子データの送信は、申請いただいてからお渡りするまで2週間程度かかります。
7. 電子データの送信については、手数料がかかる場合があります。

※ 受付 欄		※ 決 裁 欄	
--------------	--	------------------	--

閲覧・謄写・抄本・謄本等 請求書

年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 御中

申請者 住所  
電話  
氏名

ビューローベリタスジャパン株式会社の機関としての業務規程に基づく備え置くべき資料について、  
閲覧、謄写、抄本、謄本等を申請します。

記

1. 機関及び閲覧請求者の属性 (下記に該当する方しか閲覧を請求することはできません)

- 登録住宅性能評価機関 : 利害関係人
- 登録試験機関 : 利害関係人
- 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 : 利害関係人
- 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 : 利害関係人
- 登録講習機関 : 利害関係人

2. 閲覧資料

- 財産目録、貸借対照表 (事業年度: \_\_\_\_\_)
- 損益計算書又は収支計算書 (事業年度: \_\_\_\_\_)
- 事業報告書 (事業年度: \_\_\_\_\_)

3. 閲覧等の方法

- 書面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧
- 謄写
- 抄本 (必要な書類の種類: \_\_\_\_\_)
- 謄本
- 電子データの送信  
(送信先の電子メールアドレス \_\_\_\_\_)

4. 申請理由

注意事項

1. 閲覧等しようとする資料に応じて、該当する□にチェックマークを入れてください
2. 申請理由は、必ず記載をお願いします。
3. 閲覧資料等を閲覧場所以外への持ち出すことはできません。
4. 閲覧資料等を破損・汚損しないようにお取扱ください。
5. 閲覧後は必ず受付にお戻しく下さい。
6. 抄本の交付を申請する場合は、必要な書類の種類を記載ください。
7. 抄本、謄本、電子データの送信は、申請いただいてからお渡しするまで2週間程度かかります。
8. 抄本、謄本、電子データの送信については、手数料がかかる場合があります。

※ 受付 欄		※ 決 裁 欄	
--------------	--	------------------	--

## 閲覧 請求書

年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 御中

申請者 住所  
電話  
氏名

ビューローベリタスジャパン株式会社の機関としての業務規程に基づく備え置くべき資料について、  
閲覧を申請します。

## 記

## 1. 機関及び閲覧請求者の属性 (下記に該当する方しか閲覧を請求することはできません)

- 適合証明検査機関 : 適合証明を受けようとする者その他の関係者

## 2. 閲覧資料

- 担当役員の氏名  
 業務の実績  
 実施者の人数  
 損害賠償責任保険書類  
 料金を記載した書類  
 事務処理等を規定した規程

## 3. 閲覧等の方法

- 書面の閲覧

## 4. 申請理由

## 注意事項

1. 閲覧等しようとする資料に応じて、該当する□にチェックマークを入れてください
2. 申請理由は、必ず記載をお願いします。
3. 閲覧資料等を閲覧場所以外への持ち出すことはできません。
4. 閲覧資料等を破損・汚損しないようにお取扱ください。
5. 閲覧後は必ず受付にお戻しください。

※受付欄

※決裁欄